



## 別表十八の記載の仕方

- 1 この申告書は、退職年金業務等を行う内国法人又は法第145条の3（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う外国法人が法第88条（退職年金等積立金に係る中間申告）又は法第89条（退職年金等積立金に係る確定申告）の規定により中間申告又は確定申告（法第145条の5（外国法人に対する準用）において準用するこれらの申告を含みます。）をする場合に記載します。
- 2 この申告書は、正副4通作成して提出してください。
- 3 「法人名」及び「代表者自署押印」の各欄には、法人名及び代表者名をそれぞれ記載するとともに、そのふりがなを付してください。この場合、正本には必ず代表者が自署押印してください。
- 4 「旧納税地及び旧法人名等」欄には、当期中に納税地若しくは法人名に変更があった場合又は合併法人が被合併法人の最後事業年度に係る申告をする場合に変更前の納税地又は法人名（被合併法人名）を、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。
- 5 「税務署処理欄」の各欄は、記載しないでください。
- 6 「事業年度分の 申告書」の空欄には、確定申告をする場合は「確定」と、中間申告をする場合は「中間」と記載し、修正申告である場合は「修正確定」又は「修正中間」と記載します。なお、期限後申告である場合には、期限後申告書である旨を併せて記載してください。
- 7 「同上の内訳」の各欄には、「退職年金等積立金額1」の金額を退職年金等積立金の契約に応じて記載します。
- 8 「 $(1) \times \frac{\quad}{12} \times 7$ 」の分子には、当期の月数（1月未満の端数は、切り捨てます。）を記載します。
- 9 「分割等により引継ぎをした場合の課税退職年金等積立金額の計算」の「(11)の $\frac{\quad}{12}$ 相当額12」の分子には、当期首から分社型分割等の日の前日までの期間の月数を記載し、「(13)の $\frac{\quad}{12}$ 相当額14」の分子には、分社型分割等の日から当期末までの期間の月数（1月未満の端数は、切り捨てます。）を記載します。
- 10 「合併等により引継ぎを受けた場合の課税退職年金等積立金額の計算」の「(16)の $\frac{\quad}{12}$ 相当額17」の分子には、当期の月数を記載し、「(18)の $\frac{\quad}{12}$ 相当額19」の分子には、合併等の日から当期末までの期間の月数（1月未満の端数は、切り捨てます。）を記載します。